

土砂災害から「命」を守るために！

土砂災害警戒情報とは？

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状態で、土砂災害発生の危険が高まったときに、気象庁と東京都から共同で発表されます。区はこの情報を防災活動や避難指示等の判断に活用します。

また、住民の皆さんの自主避難の判断に、活用していただく情報です。

早めの避難を！

台風の接近や大雨により、土砂災害が発生するおそれがあるときには、自ら積極的に気象情報を収集するとともに、周囲の状況把握に努めましょう。

「自らの命は自ら守る」という意識をもち、避難指示等が発令された場合はもちろん、発令される前であっても行政等が出す情報に十分に留意し、災害が発生する前に自らの判断で早めの避難行動をとりましょう。

また、降雨の状況や時間帯によっては外に出ることが危険な場合もあります。状況に応じた避難行動をとります。

土砂災害について

土砂災害の種類

土砂災害の種類には、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地すべりの3つの現象があります。ほとんどの土砂災害は、台風や大雨、長時間の雨、地震によって発生します。

大雨や長時間の雨の場合、大量の水分が地中にしみ込み、その量が多くなることで斜面の土の抵抗力が弱くなり（地盤が緩む）、災害の発生するおそれが高くなります。

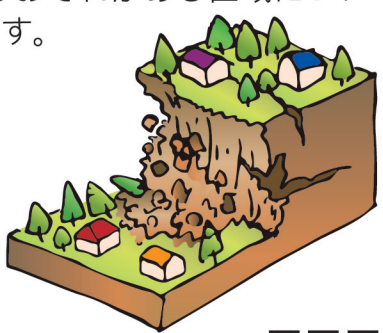
なお、目黒区内で発生するおそれのある土砂災害は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）です。

土砂災害防止法とは

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」は、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域について住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものです。

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象



土砂災害警戒区域等は本マップのほか、東京都建設局ホームページ（<https://www2.sabomap.jp/tokyo/>）でも確認できます。また、以下の施設ではより詳細な図面が閲覧できます。

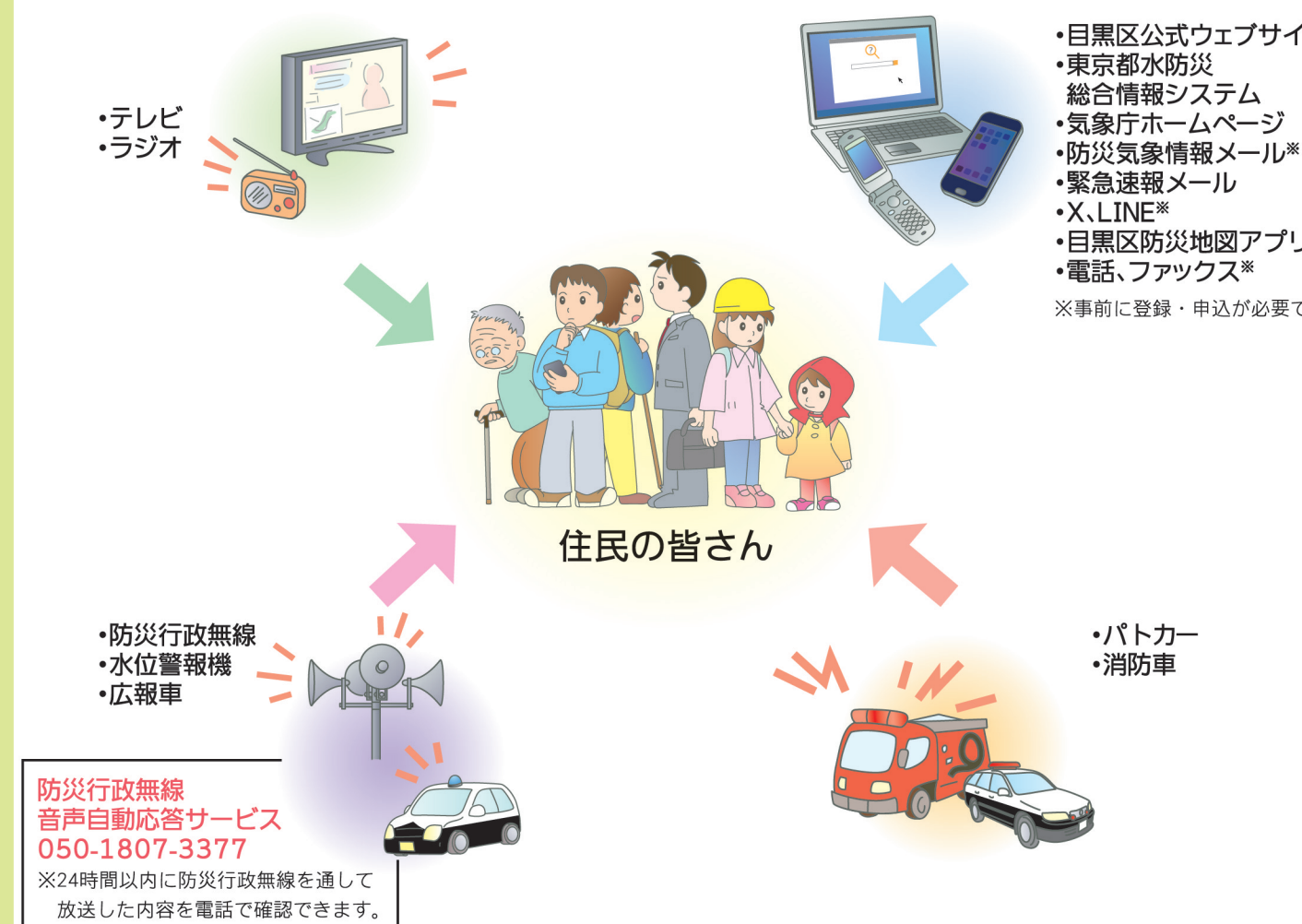
- 東京都建設局河川部計画課（都庁第二本庁舎）
- 目黒区都市整備部建築課（目黒区総合庁舎 6階）

土砂災害警戒区域等マップ
(東京都建設局)



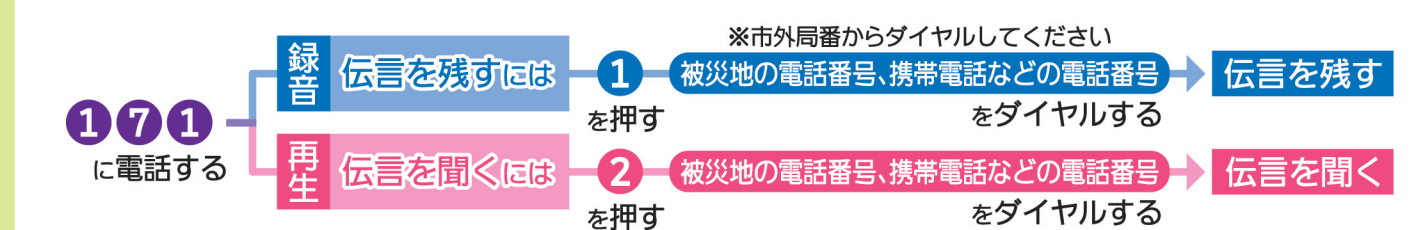
避難情報の伝達方法

避難指示等の情報は、下図のような方法で住民の皆さんに伝達されます。情報をどのように入手するか確認しておきましょう。



災害用伝言ダイヤル

災害時には電話がつながりにくなります。「171」に電話をかけると、伝言の録音や再生ができます。音声ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。



NTT災害用伝言板（web171）

災害発生時に携帯電話・スマートフォン・パソコン等を利用して伝言の登録・閲覧ができる伝言板です。

NTT東日本ホームページ <https://www.web171.jp/>

このほか、携帯電話各社の災害用伝言板サービスもあります。利用方法は、各社ホームページ等でご確認ください。

災害用伝言板(web171)

(NTT東日本)



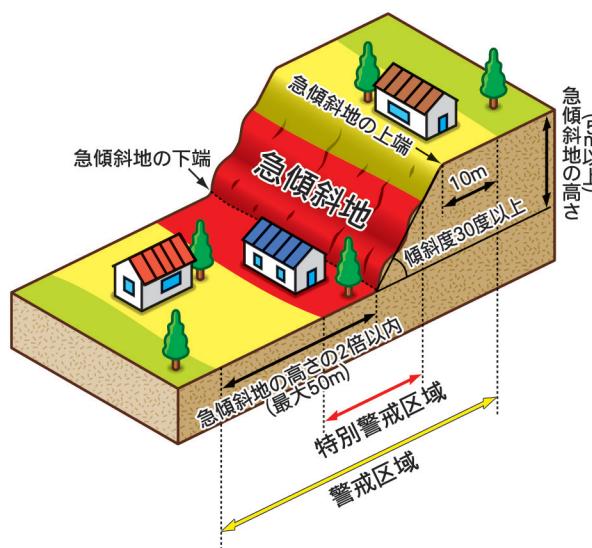
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域

指定基準

- 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域
- 急傾斜地の先端から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内（50mを超える場合は50m）の区域



土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

指定基準

土砂災害警戒区域のうち、「急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に加わる力」の大きさが、「通常の建築物が、土石等の移動により住民の生命または身体に著しい危害を及ぼすおそれのある損壊を生ずることなく耐えることができる力」の大きさを上回る区域

土砂災害特別警戒区域内での助成制度
区域内の既存の不適合建築物について、改修・移転費用の助成制度があります。
(問い合わせ先)
目黒区都市整備部建築課
耐震化促進・狭あい道路整備係
電話 03-5722-9490

特別警戒区域では以下の規定が設けられています

- 特定の開発行為に対する許可制
住宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
- 建築物の構造の規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して、建築物の構造が安全であるかどうかの建築確認の制度および構造規制が適用されます。
- 建築物の移転等の勧告
土砂災害発生時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、安全な区域への移転等の勧告がされる場合があります。
- 宅地建物取引における措置
宅地建物取引業者は当該宅地または建物の売買等にあたり、特定の開発行為の許可について重要事項説明を行わなければなりません。

情報の収集

災害が発生した時、区は、さまざまなメディアを活用して緊急・防災情報などを発信します。災害時にスムーズに情報が受け取れるよう、事前に各サービスを登録・フォローしておくとう安心です。

目黒区ホームページ
<https://www.city.meguro.tokyo.jp/>

災害情報などを提供しています。

目黒区公式LINE
@meguro_city

緊急情報（災害・防災情報など）や、区政情報、イベント情報などの情報を受け取ることができます。

目黒区公式X
@meguro_city

目黒区からのお知らせなどを随時発信します。

目黒区防災地図アプリ

iPhone端末 Android端末

目黒区の防災に関する情報を確認することができます。また、災害時には避難情報などを発信します。

電話・ファックスによる災害時緊急情報サービス

スマートフォン等の携帯電話を所有していない方に対してご自宅の固定電話、又はファックスに災害時の緊急情報を配信します。ご利用には手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先
電話 03-5723-8488

目黒区防災気象情報

区内の天気予報や雨量情報・災害情報を提供しています。登録するとメールで情報を受け取ることもできます。

気象庁ホームページ

警報、注意報等の情報や、気象情報を確認できます。

キキクル

災害発生の危険度の高まりを地図上で面的に確認できます。

東京都土砂災害危険度情報

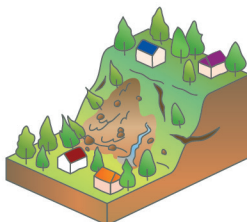
東京都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報について確認できます。

防災関係機関

名 称	電 話
目黒区役所	03-3715-1111
目黒警察署	03-3710-0110
碑文谷警察署	03-3794-0110
目黒消防署・目黒消防団	03-3710-0119
東京都建設局第二建設事務所	03-3774-0313
東京都水道局目黒営業所	03-5773-6126
東京都下水道局南部下水道事務所	03-5734-5031
NTT東日本（故障・設備の損傷等）	113
東京電力パワーグリッド	0120-995-007
東京ガス お客様センター	0570-002-211

警戒レベル

気象情報や避難情報は、状況に応じておおむね下の表のとおり発表・発令されます。避難情報は必ずしもこの順番で発令されるとは限りません。また、これらの情報が発令されていなくても危険を感じたら避難するなど、適切な行動をとってください。

警戒レベルと避難情報等		とるべき行動
目黒区が発令	気象庁が発表	
警戒レベル5		
緊急安全確保	大雨特別警報 (土砂災害)	
災害が発生、または切迫した状況。直ちに命を守る行動をとる (垂直避難等)。		
《《《警戒レベル4までには必ず避難！》》》		
警戒レベル4		
避難指示	土砂災害 警戒情報	
速やかに危険な場所から避難所等に避難する。 避難所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内より安全な場所に避難(垂直避難等)する。		
警戒レベル3		
高齢者等避難	大雨警報 (土砂災害)	
高齢者、障がいのある方、乳幼児等の避難に時間を要する人とその支援者は避難を開始する。 その他の人は避難準備をする。		
警戒レベル2		
注意報		
警戒レベル1		
早期注意情報 (警報級の可能性)		
気象情報等を見て、災害への心構えを高める。		

土砂災害においては立退き避難（水平避難）が原則です！

自宅や今いる場所などに危険が迫っている場合は、区が指定する避難所や、それ以外の安全な場所へ移動しましょう。

避難のサイン

こんな状況になったら、近所の人に声を掛け、早めに避難しましょう！

- 区から警戒レベル3以上の避難情報が発令されたとき
- がけ崩れの前兆現象を察知したとき
 - ※がけ崩れの前兆現象
 - ・ がけに割れ目が見える
 - ・ がけから水が湧き出ている
 - ・ がけから小石がばらばらと落ちてくる

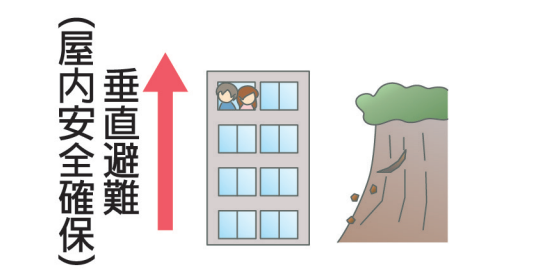


状況に応じた避難行動

- **安全な場所へ立退き避難**
 - ・ 区が指定する避難所
 - ・ 土砂災害警戒区域外の親戚や知人の家等



- **安全な場所への避難が困難な場合は垂直避難**
 - ・ 堅牢な建物の2階以上
 - ・ 建物内の少しでも安全な場所（斜面と反対側の部屋）



避難時の心構え

- **安全な避難を**
お互いに助け合って、安全な場所へ安全な経路で速やかに避難を始めましょう。
- **動きやすい格好、二人以上での避難**
避難するときは、動きやすい格好をし、近隣の方などで声をかけ合って避難しましょう。
- **要配慮者の避難にご協力を**
高齢者・障害のある方・病气やけがをしている方などは早めの避難が必要です。隣近所の要配慮者の避難にご協力ください。
- **危険な場所には近づかない**
日頃からどこが危険か、安全な場所はどこか、確認しておきましょう。外出する際には、急傾斜地（がけ）に近づかないようにしましょう。



非常用持出袋を用意しよう！

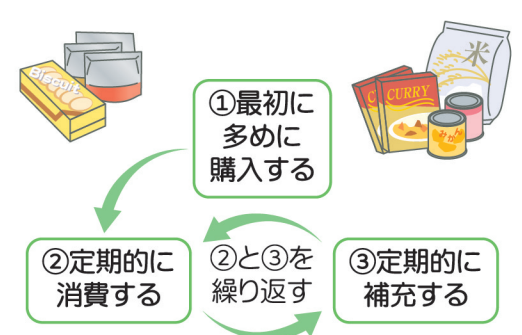
いざという時にすばやく避難できるように、非常用品を防災袋に入れて常備しましょう。避難先で困らないように、眼鏡や持病の薬など、自分には必要で、入手が簡単ではないものを用意しておくことが大切です。

持出袋の内容	◆ 非常時に持ち出すものをあらかじめ準備しておきましょう ◆ 重くなりすぎないよう、必要最低限のものにまとめましょう
☐ 貴重品	☐ 現金（小銭含む） ☐ 通帳類 ☐ 証書類 ☐ 身分証明書 ☐ 健康保険証 ☐ 免許証 ☐ 印鑑
☐ 便利品	☐ 携帯ラジオ ☐ 懐中電灯（できれば1人1つ用意） ☐ 予備の電池 ☐ モバイルバッテリー ☐ ナイフ ☐ 缶切り
☐ 医療・衛生用品	☐ ばんそうこう ☐ ガーゼ ☐ 包帯 ☐ とげぬき ☐ 消毒薬 ☐ 常用薬・常備薬 ☐ 生理用品 ☐ マスク ☐ ウエットティッシュ・除菌シート ☐ 消毒液
☐ 食料・飲料水	☐ カンパン・缶詰 ☐ 飲料水
☐ その他	☐ 防寒具 ☐ 下着 ☐ 靴下 ☐ タオル ☐ 雨具 ☐ 軍手 ☐ 毛布 ☐ ティッシュペーパー ☐ ビニール袋 ☐ 眼鏡 ☐ 笛 ☐ ヘルメット (乳幼児のいる場合： ☐ ミルク ☐ ほ乳ビン ☐ おむつ ☐ パスタオル) (要介護者のいる場合： ☐ 着替え ☐ おむつ ☐ 障害者手帳 ☐ 常備薬)
在宅避難生活に備えた備蓄も	◆ 災害復旧までの数日間を自活するためのもの ◆ 日頃から備蓄、点検をしましょう【最低3日分程度（7日分を目標）】
☐ 食料	☐ 缶詰、レトルト食品、インスタント食品 ☐ 栄養補助食品（チョコレート、梅干し、チーズ等）
☐ 水	☐ 飲料水（大人1人あたり1日3ℓが目安） ☐ 生活用水：風呂の栓は抜かず、やかんやポットに水を入れておく（炊事、洗濯、トイレ等に使用）
☐ その他	☐ 卓上コンロ ☐ 予備のガスボンベ ☐ 簡易トイレ（1日5〜7回が目安）

ローリングストック

「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。

缶詰やレトルト食品などの日常で使用し、災害時にも使えるものを備蓄して備えることが大事です。



わが家の防災メモ

わが家の避難場所
わが家の集合場所
緊急時の家族などの連絡先